

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定	(税 務 課)	一
○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	一
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	二
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	二
○開発行為に関する工事の完了(四件)	(建築宅地課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(契 約 課)	三
○定期監査の結果の公表	監 査 委 員	四
○宮城県公報第二四六一号別冊中	正 誤	一〇

告 示

○宮城県告示第七百七十六号
宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第百二条の三第一項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

平成二十五年九月六日

氏名又は名称

代表者の氏名

主たる事務所等の所在地

指定年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

ページ

株式会社ことこの商店

取締役

東松島市赤井字新川前六番地

平成二十五年八月一日

日野 良宣

十一

○宮城県告示第七百七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十五年九月六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

一 形質変更時要届出区域

石巻市吉野町一丁目一番及び一番二

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第七百七十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年九月六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社国分商会

2 所在地 埼玉県熊谷市万吉二千六百四十三番地の一

3 代表者の氏名 代表取締役 椎名 仁郎

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字山田一番三十五

三 新設又は変更の別

新設

- 四 産業廃棄物処理施設の種類の
廃プラスチック類の破碎施設
- 五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類

六 申請年月日
平成二十五年八月八日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

2 縦覧期間 平成二十五年九月六日から平成二十五年十月七日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年十月二十二日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七百七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五二四〇〇一九五	事業所の名称及び所在地 よつちゃんち 巨理郡巨理町逢隈上 郡字上二百一番地	廃止した指定障害児通所支援の種類 児童発達支援	設置者名 特定非営利活動法人幸創	廃止年月日 平成二十五年 十月一日
---------------------	--	----------------------------	---------------------	-------------------------

○宮城県告示第七百八十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十五年 十月二十一日	大郷町 粕川・松沢	午前十時から 午後二時三十分まで	大郷町開発センター
同 十月二十二日	大郷町 大谷地区	午前十時から 午後二時三十分まで	大郷町開発センター
同 十月二十三日	大郷町 全区域	午前十時から 正午まで	大郷町開発センター
同 十月二十八日	大衡村 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	平林会館二階人口ホール
同 十月二十九日	富谷町 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	富谷町役場
同 十月三十日	富谷町 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	富谷町役場
同 十一月五日	松島町 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	松島町中央公民館
同 十一月六日	松島町 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	松島町中央公民館

○宮城県告示第七百八十一号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 南境地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百八十二号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 石巻広域都市計画土地地区画整理事業
 - 2 名称 石巻市南境土地地区画整理事業
- 二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮取市美田園六丁目七番
東京都中央区京橋一丁目十九番十一号
株式会社NIPPPO

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

名取市美田園六丁目八番一
東京都中央区京橋一丁目十九番十一号
株式会社NIPPPO

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年九月六日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡七ヶ浜町葛蒲田浜字獅子前百二十四番一、百二十四番二、百二十四番三、百二十五番一、百二十五番二、百二十六番二及び百二十七番一並びに同字化粧石六十八番
宮城郡七ヶ浜町葛蒲田浜字久保百四十番地の一
株式会社諏訪工務店

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

黒川郡大衡村大衡字大童七番四、七番十七、七番十八、七番十九、七番二十、七番二十一、七番二十二、七番三十二、七番三十四及び七番三十五
黒川郡大衡村大衡字大童七番地二十
社会福祉法人友徳会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 簡易サーベイメータ 百六十一式・電離箱式サーベイメータ 百二十三式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年八月二十二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 アドバンテック東洋株式会社 東京都文京区音羽一丁目十八番十号
- 五 落札金額 三千四十六万九百二十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年七月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十五年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車四台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年八月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山五百九番一号

五 落札金額 七千七百七十五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年七月二日

監査委員

○宮城県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成25年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成25年9月6日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	皆 間 進
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関 監査実施日

○総務部

本庁

秘書課

人事課・行政管理室

行政経営推進課

7月10日
7月24日
7月16日

職員厚生課 7月18日

秘書文書課・県政情報公開室 7月24日

広報課 7月18日

財政課 7月26日

財務課・地方税徴収対策室 7月26日

市町村課（選挙管理委員会事務局を含む。） 7月24日

管財課・財産利用推進室 7月18日

危機対策課 7月24日

消防課・防災ヘリコプター管理事務所 7月18日

○震災復興・企画部

本庁

震災復興・企画総務課 7月17日

震災復興推進課 7月12日

震災復興政策課 7月24日

地域復興支援課 7月8日

総合交通対策課 7月8日

統計課 7月17日

情報政策課・情報産業振興室 7月10日

情報システム課 7月10日

○環境生活部

本庁

環境生活総務課 7月25日

環境政策課 7月10日

環境対策課 7月25日

原子力安全対策課 7月16日

自然保護課 7月17日

食と暮らしの安全推進課 7月18日

資源循環推進課 7月25日

廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室 7月25日

震災廃棄物対策課 7月24日

消費生活・文化課 7月18日

報 告 書 公 報

共同企画社会推進課	7月9日	畜産課	7月23日
○保健福祉部		農村振興課	7月30日
本庁		農村整備課	7月31日
保健福祉総務課・震災援護室	7月26日	林業振興課	7月23日
社会福祉課	7月25日	森林整備課	7月25日
医療整備課	7月23日	水産業振興課	
長寿社会政策課・ねんりんピック推進室	7月26日	(宮城海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局を含む。)	7月30日
健康推進課・疾病・感染症対策室	7月31日	水産業基盤整備課	7月24日
子育て支援課	7月26日	○土木部	
障害福祉課	7月26日	本庁	
薬務課	7月9日	土木総務課	7月31日
国保医療課	7月9日	事業管理課	7月12日
○経済商工観光部		用地課(収用委員会事務局を含む。)	7月12日
本庁		道路課	7月31日
経済商工観光総務課・富県宮城推進室	7月30日	河川課	7月26日
新産業振興課・自動車産業振興室	7月16日	防災砂防課	7月30日
産業立地推進課	7月16日	港湾課	7月31日
商工経営支援課	7月25日	空港臨空地域課	7月12日
産業人材対策課	7月16日	都市計画課・復興まちづくり推進室	7月26日
雇用対策課	7月16日	下水道課	7月31日
観光課	7月23日	建築宅地課	7月12日
国際経済・交流課・海外ビジネス支援室	7月9日	住宅課・復興住宅整備室	7月23日
地方機関		営繕課	7月22日
白石高等技術専門学校	7月9日	設備課	7月22日
○農林水産部		○出納局	
本庁		本庁	
農林水産総務課・農林水産政策室	7月31日	会計課・会計指導検査室	7月12日
農林水産経営支援課	7月17日	契約課	7月16日
食産業振興課	7月23日	検査課	7月12日
農業振興課	7月24日	○議会事務局	7月30日
農産園芸環境課	7月23日	○教育庁	

本庁

総務課・教育企画室

7月30日

福利課

7月22日

教職員課

7月12日

義務教育課・特別支援教育室

7月22日

高校教育課

7月16日

施設整備課

7月30日

スポーツ健康課

7月23日

生涯学習課

7月18日

文化財保護課

7月18日

地方機関

岩出山高等学校

7月10日

気仙沼西高等学校

7月16日

○警察本部

8月7日、8日

○人事委員会事務局

7月19日

○監査委員事務局

7月25日

○労働委員会事務局

7月30日

2 監査結果

平成24年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 税務課・地方税徴収対策室

県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進と適切な債権管理を図ら
れたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 1,985,447,672円

過年度分 5,040,408,921円

合 計 7,025,856,593円

・H23年度収入未済額

現年度分 1,860,958,201円

過年度分 6,264,265,839円

合 計 8,125,224,040円

(2) 廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納付
命令しているものの、納付されていない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図ら
れたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 2,443,328円

過年度分 467,158,047円

合 計 491,592,375円

・H23年度収入未済額

現年度分 35,456,887円

過年度分 520,116,024円

合 計 555,572,911円

(3) 保健福祉総務課・震災援護室

過誤払返納金及び返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図
ら
れたい。

(内容)

○過誤払返納金（民間賃貸住宅借上に係る家賃等の過誤払）

・H24年度収入未済額

現年度分 4,970,097円

○返還金（民間賃貸住宅借上に係る家賃等の代位弁済返還金）

・H24年度収入未済額

現年度分 1,350,000円

(4) 社会福祉課

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう
に対策を講じられたい。

(内容)

平成24年4月1日に調定すべき電柱敷地使用料について、平成25年3月に調定したものを。

<p>・件数 2件</p> <p>・調定金額 19,500円</p> <p>(5) 医療整備課</p> <p>旅費において、2年連続して3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 9件</p> <p>・金額 2,212,692円</p> <p>(6) 長寿社会政策課・ねんりんピック推進室</p> <p>行政財産の使用許可に係る使用料及び県有財産貸付料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>平成24年4月1日に調定すべきところ、調定遅漏に気付いた時点で、4月1日に遡って調定し収納したもの。</p> <p>○介護研修センター自動販売機設置敷地使用料</p> <p>・件数 1件</p> <p>・調定金額 24,820円</p> <p>・収納日 平成25年1月8日</p> <p>○県有財産貸付料(和風園・居宅介護支援事業所)</p> <p>・件数 1件</p> <p>・調定金額 155,330円</p> <p>・収納日 平成24年9月20日</p> <p>(7) 子育て支援課</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金、児童扶養手当給付費返還金及び児童保護費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた。</p> <p>(内容)</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>・H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 16,124,902円</p> <p>過年度分 79,266,543円</p> <p>合 計 95,391,445円</p>	<p>・H23年度収入未済額</p> <p>現年度分 16,603,956円</p> <p>過年度分 77,675,604円</p> <p>合 計 94,279,560円</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金違約金</p> <p>・H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 464,800円</p> <p>過年度分 4,397,800円</p> <p>合 計 4,862,600円</p> <p>・H23年度収入未済額</p> <p>現年度分 654,700円</p> <p>過年度分 3,957,800円</p> <p>合 計 4,612,500円</p> <p>○児童扶養手当給付費返還金</p> <p>・H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,715,490円</p> <p>過年度分 21,236,680円</p> <p>合 計 22,952,170円</p> <p>・H23年度収入未済額</p> <p>現年度分 601,520円</p> <p>過年度分 21,802,640円</p> <p>合 計 22,404,160円</p> <p>○児童保護費</p> <p>・H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,848,640円</p> <p>過年度分 14,797,944円</p> <p>合 計 17,646,584円</p> <p>・H23年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,961,260円</p> <p>過年度分 14,862,814円</p> <p>合 計 17,824,074円</p>
---	--

(8) 障害福祉課

補助金等精算返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○平成23年度障害者自立支援給付費等負担金及び平成23年度地域生活支援事業費補助金の額の確定に伴う返還金

・H24年度収入未済額

現年度分 5,191,846円

過年度分 0円

合 計 5,191,846円

(9) 農林水産経営支援課

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○林業・木材産業改善資金貸付金

・H24年度収入未済額

現年度分 4,280,000円

過年度分 20,373,000円

合 計 24,653,000円

・H23年度収入未済額

現年度分 4,280,000円

過年度分 16,388,000円

合 計 20,668,000円

(10) 道路課

負担金において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・件数 1件

・納入期限 平成24年7月23日

・支払日 平成24年7月24日

・支出金額 182,557,265円

・延滞金 25,037円

(11) 河川課

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。

・定川河川災害復旧工事

(12) 港湾課

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。

・代々崎清水・東側防波堤外災害復旧工事

(13) 住宅課・復興住宅整備室

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○県営住宅使用料

・H24年度収入未済額

現年度分 38,213,803円

過年度分 187,386,036円

合 計 225,599,839円

・H23年度収入未済額

現年度分 66,531,312円

過年度分 206,449,755円

合 計 272,981,067円

○県営住宅駐車場使用料

・H24年度収入未済額

現年度分 3,827,030円

過年度分	8,665,465円
合 計	12,492,495円
・H23年度収入未済額	
現年度分	5,631,000円
過年度分	9,769,700円
合 計	15,400,700円

(14) 高校教育課
イ 高等学校等育英奨学資金貸付金償還金及び定時制通信制課程修学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

○高等学校等育英奨学資金貸付金償還金

・H24年度収入未済額	
現年度分	32,885,747円
過年度分	10,298,698円
合 計	43,184,445円
・H23年度収入未済額	
現年度分	3,113,723円
過年度分	13,707,169円
合 計	16,820,892円

○定時制通信制課程修学資金貸付金償還金

・H24年度収入未済額	
現年度分	134,400円
過年度分	826,200円
合 計	960,600円
・H23年度収入未済額	
現年度分	11,200円
過年度分	815,000円
合 計	826,200円

ロ 県立学校における学校徴収金等において、監査委員からの私費会計の取扱いの指導等にもかかわらず、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じるとともに、指導徹底を図らねたい。

(内容)

○気仙沼西高等学校

・職員による私的流用金額	1,149,237円
・私的流用があったとされる期間	平成23年5月から 平成25年3月まで

(15) 文化財保護課
報償費において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

平成23年度の文化財保護地区指導員の謝金について、誤って前年度までの旧単価で支出し、不足分の支払を平成24年度に行っていたもの。

・件数	64件
・正規支出額	1,134,500円
・誤支出済額	1,032,000円
・不足金額	102,500円

(16) 気仙沼西高等学校
学校徴収金等において、監査委員からの私費会計の取扱いの指導等にもかかわらず、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらねたい。

(内容)

・職員による私的流用金額	1,149,237円
・私的流用があったとされる期間	平成23年5月から 平成25年3月まで

(17) 警察本部
イ 行政財産の使用許可に係る使用料において、測定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

運転免許センター内の電力柱敷地使用料について、平成23年度分及び平成24年度分を、平成24年6月にまとめて測定したものを、

・件数	1件
・測定金額	7,500円

ロ 放置違反金、放置違反金に係る延滞金及び損害賠償金において、収入未済があったので、収入促進と適切な債権管理を図られたい。

正 誤

○宮城県公報第二四六一号(平成二十五年五月三十一日付)

別冊中

○放置違反金	
・ H24年度収入未済額	
現年度分	8,207,000円
過年度分	18,692,305円
合 計	26,899,305円
・ H23年度収入未済額	
現年度分	8,114,000円
過年度分	26,236,095円
合 計	34,350,095円
○放置違反金に係る延滞金	
・ H24年度収入未済額	
現年度分	704,000円
過年度分	1,768,190円
合 計	2,472,190円
・ H23年度収入未済額	
現年度分	604,600円
過年度分	1,500,790円
合 計	2,105,390円
○損害賠償金	
・ H24年度収入未済額	
現年度分	2,063,250円
過年度分	9,749,100円
合 計	11,812,350円
・ H23年度収入未済額	
現年度分	0円
過年度分	10,884,100円
合 計	10,884,100円

ページ	行	正	誤
七	三三	次の点ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 津谷長根 (削除) 二十一浜 (削除)	次の点ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 津谷長根 二十一浜
一七	六	こしたかがんから漁業(方言つお) ア 緯度38°44.90′, 経度141°31.82′ の点	ア 緯度38°49.90′, 経度141°31.82′ の点
一七	一〇	(削除)	荒砥 平磯
一八	九	(削除)	次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
一八	一一	(削除)	波板
一八	一二	次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域	浪板
二一	一三	波板	ふのり
二二	一四	矢本	矢本町
三〇	一五	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アを順次に結んだ線と	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アを順次に結んだ線と
四一	一〇	オ 緯度38°49.67′, 経度141°37.58′ の点	カ 緯度38°49.67′, 経度141°37.58′ の点
四一	一一	カ 緯度38°50.28′, 経度141°38.00′ の点	キ 緯度38°50.28′, 経度141°38.00′ の点
四一	一一	キ 緯度38°50.22′, 経度141°38.27′ の点	ク 緯度38°50.46′, 経度141°38.72′ の点
四一	一五	小々汐	少々汐
四一	一七	鶴ヶ浦	鶴ヶ浦港

宮 城 県 公 報

四三	一八	6月1日から9月30日まで	1月1日から12月31日まで	一五	四	ア 緯度38°40.06′, 経度141°26.83′ の点	ア 緯度38°40.46′, 経度141°26.83′ の点
四三	一九	6月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	一五	ウ	ウ 緯度38°40.09′, 経度141°27.08′ の点	ウ 緯度38°40.49′, 経度141°27.08′ の点
四六	六	津谷長根、風越	津谷長根風越	一六			
四六	一七	二十一浜	二十一浜	一一一	二四	ならない。	ならない。
四九	三〇	(削除)		一三三	四〇	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, アの各点を順次に結んだ線によって囲 まれた区	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, アの各点を 順次に結んだ線によって囲まれた区
五三	二八	サ 緯度38°18.35′, 経度141°32.43′ の点	サ 緯度38°20.38′, 経度141°32.09′ の点	一三四	二四	えさむし垂下式養殖業	えさむし垂下式養殖業
五五	三五	ア 緯度38°23.18′, 経度141°21.97′ の点	ア 緯度38°23.13′, 経度141°21.84′ の点	一三六	二五	女川町野々浜	女川町野々浜
五八	三九	ア 緯度38°21.03′, 経度141°3.56′ の点	ア 緯度38°21.02′, 経度141°3.55′ の点	一四七	三一	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ア, アの各点を順次に結んだ線	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, キ, アの各点を順次に結んだ線
五八	四〇	イ 緯度38°20.56′, 経度141°4.36′ の点	イ 緯度38°20.57′, 経度141°4.36′ の点	一四八	二四	漁場ア, キ, アの位置に夜間識 ならない。	漁場ア, キ, アの位置に夜間識 ならない。
五八	四一	エ 緯度38°22.80′, 経度141°7.57′ の点	エ 緯度38°22.79′, 経度141°7.57′ の点	一四八	二四	(削除)	い。
九三	四	鶴ヶ浦	鶴ヶ浦、港	一五〇	一一	識別可能な標識を設置しなけれ ばならない。	識別可能な標識を設置しなけれ ばならない。
一〇五	三五	気仙沼市本吉町中島, 卯名沢, 泉, 下 宿, 平貝, 管の沢, 小浜, 二十一浜, 長窪, 柳沢, 蔵内, 今朝磯, 歌生, 北 明戸, 蔵野	気仙沼市本吉町中島, 卯名沢, 泉, 下 宿, 平貝, 管の沢, 小浜, 二十一浜, 長窪, 柳沢, 蔵内, 今朝磯, 歌生, 北 明戸, 蔵野	一五六	二二	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サ, シ, ス, セ, アの各 点を順	次の点ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ, コ, サ, シ, ス, アの各点を 順
一〇五	四七	(削除)		一五七	二四	月浦, 侍浜, 狹浜	月浦, 侍浜, 狹浜地先
一〇六	五四	オ 緯度38°46.17′, 経度141°32.43′ の点	オ 緯度38°46.175′, 経度141°32.43′ の点	一八五	一一	ク 緯度38°19.47′, 経度141°4.49′ の点	ク 緯度38°19.47′, 経度141°4.91′ の点
一〇六	一一一	歌津港地先	歌津港地先				
一〇六	三三三	歌津港地先	歌津港地先				
一〇六	四三	歌津港地先	歌津港地先				